

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託【環境局グリーン成長推進部環境イノベーション支援課】 2
- 収納事務の委託【環境局グリーン成長推進部環境イノベーション支援課】 3
- 北九州市営勝山公園地下駐車場及び北九州市営室町駐車場の入出場時間の変更【建築都市局計画部都市交通政策課】 4

◇ 公 告

- 委託契約に係る一般競争入札の公告【産業経済局物流拠点推進室】 5
- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課】 8

北九州市告示第 280 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市エコタウンセンターにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 7 月 6 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
一般社団法人北九州エコタウンネットワーク	北九州市若松区向洋町 10 番地 20	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 281 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州エコタウン事業概要 DVD の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 7 月 6 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
一般社団法人北九州エコタウンネットワーク	北九州市若松区向洋町 10 番地 20	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 282 号

北九州市自動車駐車場条例施行規則（平成 5 年北九州市規則第 29 号）第 2 条第 4 項の規定により北九州市営勝山公園地下駐車場及び北九州市営室町駐車場の入出場時間を変更するので、同条第 5 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 7 月 6 日

北九州市長 武 内 和 久

1 北九州市営勝山公園地下駐車場

入出場時間を変更する日	変更後の入出場時間
令和 5 年 12 月 31 日	午前 7 時 30 分から午後 12 時まで
令和 6 年 1 月 1 日	午前 0 時から午前 3 時まで及び午前 7 時 30 分から午後 10 時まで

2 北九州市営室町駐車場

入出場時間を変更する日	変更後の入出場時間
令和 5 年 7 月 15 日、同月 16 日、同年 8 月 5 日及び同月 6 日	午前 7 時 30 分から午後 11 時まで

北九州市公告第446号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年7月6日

北九州市長 武内和久

1 委託内容

- (1) 業務名 半導体サプライチェーン構築調査業務
- (2) 履行内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年1月31日まで
- (4) 成果品納入場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市産業経済局物流拠点推進室
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 有資格業者名簿において、「A」又は「B」の等級に格付けされていること。
- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 貿易統計等を用いた品目別輸出入量等の分析ができること。
- (6) 半導体関連企業に対するヒアリング調査等の実績を有すること。
- (7) 貨物拠点化による港や空港等の物流インフラの利用促進に係る調査実績を有すること。

3 入札の場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市産業経済局物流拠点推進室

イ 日時 この公告の日から令和5年7月21日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札関係書類の交付方法 前号アの場所及び前号イの期間において無償で交付する。

(3) 競争参加の申出書等の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加の申出書及び第2項第5号から第7号の各号に規定する実績を確認することができる資料（実績を明記し、当該実績の履行を確認することができる書面又は契約書の写しを添付したもの）を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出場所 第1号アの場所

イ 提出期間 第1号イの期間

ウ 提出方法 持参によるものとする。

エ 競争参加資格の確認結果の通知 令和5年7月25日午後5時までに通知する。

オ 提出された資料は、返却しない。

(4) 仕様書に対する質問

入札関係書類の入手後において、仕様書に対する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。

なお、書面は、ファックス又は電子メールによるものも受け付ける。

ア 提出場所 第1号アの場所

イ 提出期限 令和5年8月1日午後5時まで必着のこと。

ウ 質問書に対する回答は、令和5年8月3日午後5時までにファックス又は電子メールで行う。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 令和5年8月10日午後2時

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申出書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主務課の名称及び所在地等

北九州市産業経済局物流拠点推進室

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2296

FAX 093-582-1202

北九州市公告第448号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和5年7月6日

北九州市長 武内和久

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サニー二島店
北九州市若松区鴨生田三丁目1番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社西友
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
代表取締役 大久保恒夫
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社西友
東京都北区赤羽二丁目1番1号
代表取締役 大久保恒夫
 - イ 変更後
株式会社西友
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
代表取締役 大久保恒夫
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社西友
東京都北区赤羽二丁目1番1号
代表取締役 大久保恒夫
 - イ 変更後

株式会社西友

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目 1 2 番 1 0 号

代表取締役 大久保恒夫

4 変更の年月日

令和 5 年 5 月 8 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和 5 年 6 月 2 3 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 5 年 1 1 月 6 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 5 年 1 1 月 6 日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

（1） 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

（2） 住所又は所在地

（3） 連絡先電話番号

（4） 大規模小売店舗の名称及び所在地

（5） 意見